

議案第 12 号

令和 2 年度伊賀市大山田財産区特別会計予算

令和 2 年度伊賀市の大山田財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9, 2 9 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄